

入札公告

社会福祉法人川福会が発注する次の業務について、一般競争入札（条件付）により次のとおり実施するので、入札参加資格等について、社会福祉法人川福会 経理規程第72条の規定により公示する。

令和 6年 1月 12日

社会福祉法人 川福会
理事長 吉田 悟

1 入札に付する事項

入札方法	一般競争入札
設置主体(発注者)	社会福祉法人 川福会
募集要項	公募期間 令和6年1月12日(金)~令和6年1月17日(水)
工事名	多床室の個室化に関する間仕切り工事（25部屋99床）
工事場所	東大阪市長田東1丁目3番5号
完成期限	令和6年3月中
工事概要	構造規模：介護老人保健施設 長田の里 可動式間仕切り壁の設置工事及び、設置に伴うスプリンクラー等の消防設備の移設工事
前金払の有無	無
入札予定価格	有
最低制限価格	有

2 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

形態	単独企業
施工業者	入札日から1年7ヶ月以内に経営事項審査を受けていること。
その他	民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続きの開始の申し立てをしている又は申し立てをなされていないこと。 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立て、又は更生手続き開始の申し立てをなされていないこと。 大阪府暴力団排除条例に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。 法人の理事長又は理事、若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有しないこと。

3 入札手続等

連絡先	〒577-0013 東大阪市長田中1丁目4-17 長田センタービル310号 社会福祉法人川福会 本部事務局 電 話：06-4306-3877 FAX：06-4306-3871
仕様書の交付日及び場所	期間：令和6年1月12日（金）から令和6年1月17日（水） 時間：午前9時から午後5時まで 東大阪市長田中1丁目4-17 長田センタービル310号 社会福祉法人川福会 本部事務局 (担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。)

4. 入札の申請について

受付期間	令和6年1月12日（金）から令和6年1月17日（水）
提出書類	①見積書 ②施工図面 ③工程表、または工程がわかるもの ④会社パンフレット等、会社概要がわかるもの ※書類の作成に係る費用は応募者で負担する ※申請書類の返還は行わない

5. 入札・開札日時及び場所

入札・開札日時	令和6年2月1日（木）10時30分（予定）
入札場所	〒577-0012 東大阪市長田東1丁目3番5号 介護老人保健施設 長田の里 電 話：06-6788-8192 FAX：06-6788-8193

6. 落札の決定方法

落札の決定方法	予定価格の範囲内の入札を提出した業者に対してもっとも総額が低い業者を落札者とする。
---------	---

可動式間仕切り壁 仕様書

1. 件名

可動式間仕切り壁	1 式
可動式間仕切り壁設置工事及び付帯工事	1 式

2. 調達機器名

小松ウオール工業 マイティ-70 プレイス仕様

3. 工事名

令和 5 年度 多床室の個室化に関する間仕切り工事 25 部屋 99 床

4. 設置場所

社会福祉法人 川福会 介護老人保健施設 長田の里

5. 可動式間仕切り壁の仕様

- ・外形寸法：W1000～1150×H2300～2500（設置部屋により調整）
折れ戸 1 ペア（標準構成品）
- ・形 式：せっこうボード裏打ち鋼板パネルを
左右引掛け式に組み立てるスタッド（内蔵）タイプ
- ・レール：フラットガイドレール仕様
- ・特記事項：上部は引き違いサッシとし、換気と締切りの切り替えが容易にできる

6. 可動式間仕切り壁工事要件

- ・可動式間仕切り壁設置のために天井補強工事を行う事
- ・可動式間仕切り壁の設置に伴う、スプリンクラー等の消防設備の工事を行う事
- ・1 室の工期を 6 日以内で設定する事

7. 施工業者

- ・事前に現地調査を行った上で、仕様に適した建築工事をおこなえる事
- ・施工後、可動間仕切り壁の調整ならびに消防設備の施工と装置の機能が正常であることを判断できること。
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てを

なされていない者であること。

- 一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一の上欄に掲げる建設工の種類（以下「業種」と。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を公告の日までに受けた者であること。
- 対応業種について、入札日から 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- 大阪府補助金交付規則第 2 条第 2 号イ～ハに定める要件（暴力団関係者等）に該当しない者。

8. その他

上記仕様以外の条件に関して以下の要件を満たすこと。

- 故障発生時には、速やかな対応ができる体制であること。
- 本仕様書に定めのない事項、又は記載に疑義が生じた場合は双方別途協議の上、決定すること。